

瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機を始めとするごみ減量化容器等の購入に要する経費の一部として瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、一般家庭から排出される生ごみ（以下「生ごみ」という。）の減量及び再資源化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 生ごみを単に粉砕するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機能を有するものをいう。
- (2) 生ごみ発酵用密閉容器 密閉できる容器で、EMぼかし等の生ごみ発酵促進剤を使用して生ごみの容積を減少させる機能を有するものをいう。
- (3) 生ごみ堆肥化容器 容器の上部に蓋があり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、生ごみの堆肥化を促進する機能を有するものをいう。
- (4) 生ごみ処理機等 生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ堆肥化容器をいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 日本国内を所在地とする販売店から新品の生ごみ処理機等を購入したこと。
- (3) 購入した生ごみ処理機等を生ごみの減量又は堆肥化のために適切に使用し、かつ、管理できること。
- (4) 市が実施するごみ減量の取組状況等に係るアンケート調査等に協力できること。
- (5) 同一世帯において、第6条の規定による申請をしようとする日から遡って、生ごみ処理機にあつては5年以内、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ堆肥化容器にあつては3年以内に補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）に定める暴力団員でないこと又は同条例に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係

を有していないこと。

2 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機等の数は、1世帯（一の住居において2世帯以上の世帯が居住し、生計を一にしている場合は、1世帯とみなす。）につき、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 1基
- (2) 生ごみ発酵用密閉容器 5個まで
- (3) 生ごみ堆肥化容器 2基まで

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生ごみ処理機等の購入に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 生ごみ処理機 補助対象経費の2分の1の額とし、1基につき20,000円を上限とする。
- (2) 生ごみ発酵用密閉容器 補助対象経費の2分の1の額とし、1個につき1,000円を上限とする。
- (3) 生ごみ堆肥化容器 補助対象経費の2分の1の額とし、1基につき3,000円を上限とする。

（補助金の交付申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機等を購入した後、瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 生ごみ処理機等の購入に要した費用を証明する領収書（レシートは不可とする。）の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第2号の書類は、市税納付状況調査同意書（第2号様式）を提出することにより、省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、購入した日の属する年度の3月31日までとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により、交付しないことを決定したときは瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金交付決定通知兼確定通知書を受領後、速やかに瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出を受けたときは、受給者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、受給者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、施行の日以後に購入した生ごみ処理機等の購入に要した費用に対して適用する。